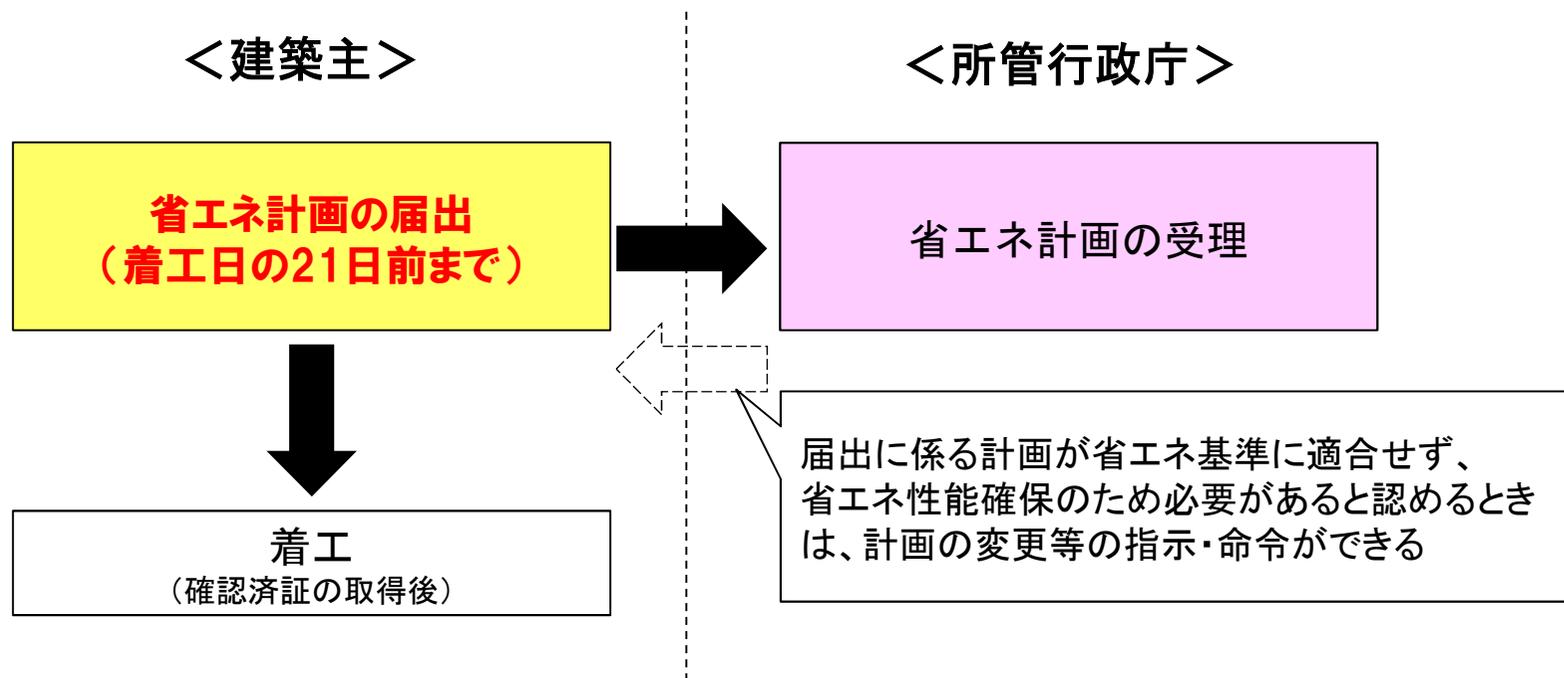


届出制度の施行状況について

届出制度の概要

- 建築主は、床面積の合計が300㎡以上の住宅・非住宅建築物(省エネ適判の対象となる2000㎡以上の非住宅建築物を除く)の新築等を行う際、着工日の21日前までに、省エネ計画を所管行政庁に届け出なければならない【建築物省エネ法第19条第1項】
- 所管行政庁は、届出に係る計画が省エネ基準に適合せず、省エネ性能確保のため必要があると認めるときは、計画の変更等の指示・命令ができる【建築物省エネ法第19条第2項・第3項】

〈届出対象物件に係る手続フロー〉



平成27年度における届出率について

- 平成27年度における届出対象物件の届出率は、届出対象を300㎡以上の住宅・建築物に拡大した平成22年度における届出率より上昇傾向にあるものの、中規模物件では、住宅で66.0%、建築物で77.4%となっている。

【平成27年度における届出対象物件の届出率】

	住宅	建築物
大規模 (2000㎡以上)	82.2%	97.4%
中規模 (300㎡以上2000未満)	66.0%	77.4%

※平成26年度(平成25年基準全面施行前)における住宅の届出率は、大規模物件で91.8%、中規模物件で77.4%

【平成22年度における届出対象物件の届出率】

	住宅	建築物
大規模 (2000㎡以上)	74.8%	87.5%
中規模 (300㎡以上2000未満)	66.6%	53.5%

(届出率は、「届出物件の床面積の合計値」を「建築着工統計調査に基づく届出対象物件の着工面積の合計値」で除した値)

届出制度の運用状況に係る調査結果

- 平成29年7月～8月、全所管行政庁(451行政庁)を対象に、届出制度の運用状況に係る調査を実施。

■調査概要

【調査対象】

所管行政庁…451行政庁(限定特定行政庁を含む全ての所管行政庁)
(回答率100%)

【調査時期】

平成29年7月21日～8月4日

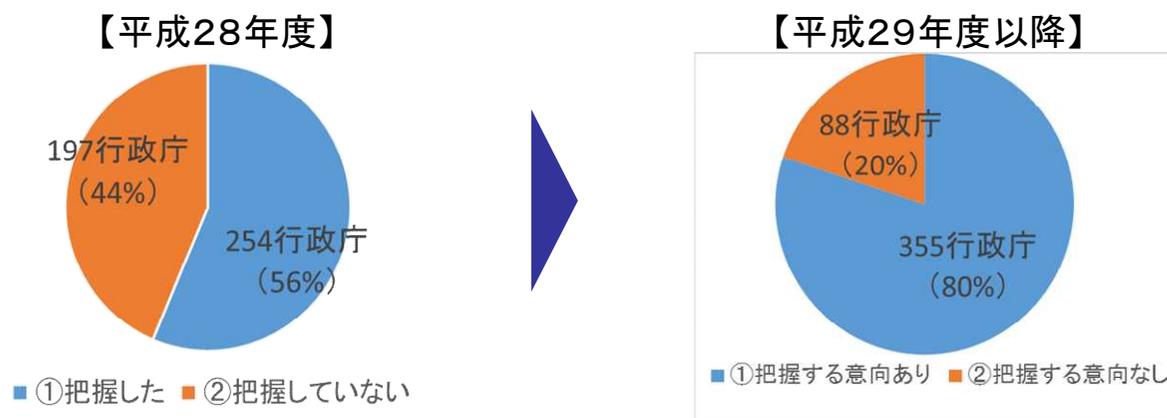
【調査内容】

- (1) 無届出物件の把握状況
- (2) 無届出物件への対応
- (3) 届出の徹底に向けた取組の実施状況

無届出物件の把握状況

- 平成28年度は、56%の行政庁で無届出物件を把握していたが、平成29年度以降においては、80%の行政庁で把握する意向がある状況。
- 把握手段としては、「確認申請書や確認審査報告書、建築確認台帳等から届出対象となる物件をリスト化し、届出物件と照合している」行政庁が多数。

i) 無届出物件を把握していましたか（把握する意向はありますか）。



ii) 無届出物件を把握する意向があると回答した場合、どのような手段で無届出物件の把握を行う予定ですか。

①	確認申請書や確認審査報告書、建築確認台帳等から届出対象となる物件をリスト化し、届出物件と照合している
②	<p>その他（自由記述）</p> <p>《回答例》</p> <ul style="list-style-type: none"> 確認申請書の受理時・審査時、又は、指定確認検査機関からの確認審査報告書の審査時に、届出されているかを確認する（リスト化はしない。）等



無届出物件への対応

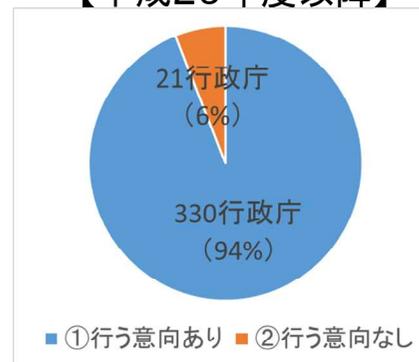
- **平成28年度**は、無届出物件を把握する意向がある行政庁のうち**75%の行政庁で届出の督促等の対応**を行っていたが、**平成29年度以降**においては、**94%の行政庁で届出の督促等の対応を行う意向**がある状況。
- 文書で督促を行う予定の行政庁は5%となっており、85%の行政庁が「電話等の口頭にて督促」を行う予定となっている状況。

i) (1) i) で無届出物件を把握した（把握する意向がある）と回答した場合、無届出物件に対して督促を行いましたか（督促を行う意向はありますか）。

【平成28年度】

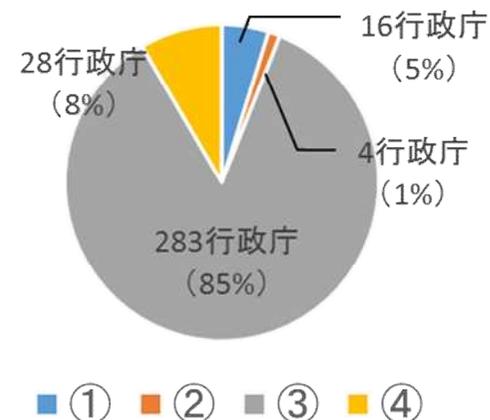


【平成29年度以降】



v) 無届出物件に対して督促を行う意向があると回答した場合、どの様な手段で督促等の対応を行う予定ですか。

①	公文書にて督促通知を发出
②	公文書以外の督促文書を发出
③	電話等で口頭にて督促
④	その他（自由記述） 《回答例》 ・電話等で口頭で指導し、従わなかった場合に公文書にて督促通知を发出する 等

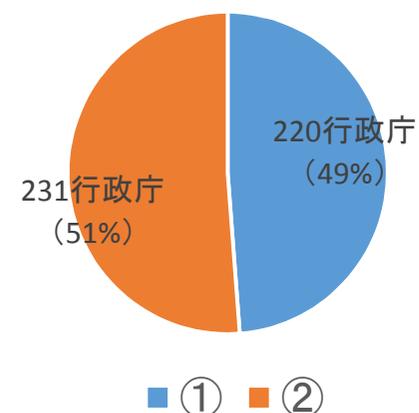


行政庁における届出の徹底に向けた取組の実施状況

- **49%の行政庁**において、**届出の徹底に向けた独自の取組**が実施されている状況。
- 具体的な取組内容としては、「口頭での注意喚起や確認窓口におけるポスター掲示などによる注意喚起」が最も多い。

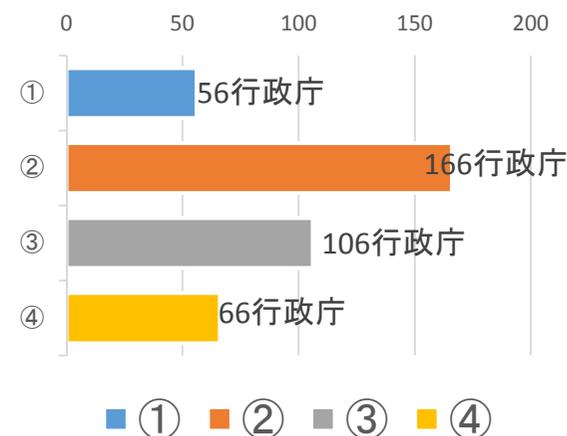
i) 届出の徹底に向け、国土交通省より全指定確認検査機関に対して、確認申請の受理時に届出対象物件の申請者に届出の注意喚起に係るチラシを配布するよう依頼しているところですが、所管行政庁において独自に実施されている届出の徹底に向けた取組はありますか。

①	ある
②	ない



ii) i) で「① あり」を選択された場合、具体的な取組内容をお答えください。（複数回答可）

①	所管行政庁の確認窓口等において、届出の注意喚起に係るチラシを配布
②	口頭での注意喚起や確認窓口におけるポスターの掲示
③	HPや公報等において注意喚起を実施
④	その他（自由記述） 《回答例》 ・確認申請提出時に求めている「調書」において、確認申請に係る項目の他に「省エネ法」届出に関する項目を記入させ、提出を喚起している。 ・建築士を対象とした講習会等で制度内容を周知している。 等



届出の徹底に向けた取組について

ダイレクトメール・パンフレットの配布

- 届出の注意喚起等を内容とするダイレクトメール・パンフレットを配布

ダイレクトメール

・約10.5万通送付（全建築士事務所あて）

パンフレット

・40万部配布
（行政庁経由：30万部、業界団体・審査機関経由：10万部）

会議・説明会における周知

- 行政庁の担当官が参加する会議において、無届出物件への督促等の取組を行うよう周知
- 申請者の参加する制度説明会において、届出対象等について周知

制度説明会

・申請者向け 293回（約3.4万人）

※平成29年度も継続的に説明会を実施

建築確認の窓口における申請者への注意喚起

- 全指定確認検査機関の建築確認の窓口にて、届出の注意喚起を内容とするリーフレットを送付し、確認申請の受理時において、届出対象物件の申請者に配布するよう依頼
- 所管行政庁に同様のリーフレットのデータを送付し、必要に応じ、確認申請の受理時において、届出対象物件の申請者に配布するよう依頼